

制定 近運自二公示第 19号
近運自貨公示第 2号
近運技保公示第 2号
令和 2年 9月11日

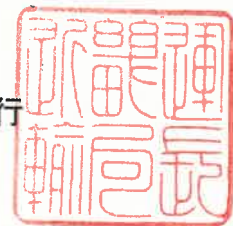
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可等の取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及び個人タクシー事業者を含み、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を行う場合における貨物自動車運送事業の許可等申請の取扱いについては、下記に定めるところにより審査を行うこととしたので公示する。

令和 2年 9月11日

近畿運輸局長 野澤 和行



記

1. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い

(1) 許可等の審査基準

① 営業所、休憩・睡眠施設、車庫

一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の営業所、休

憩・睡眠施設、車庫を併用するものであること。

②最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たすものであること。

③事業用自動車

タクシー車両であって、事業計画に記載しているものであること。

④運行管理体制等

(i) 車両数に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。また、この場合、運転者はタクシー事業の運転者として選任されている者であること。

(ii) 食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を確保する計画があること。

ただし、次のいずれかに該当する者を置くことを以て、代えることができるものとする。

ア. タクシー事業の運行管理者であって、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）第2条第1号に定める基礎講習を受けた者

イ. タクシーの運行管理者の選任を要しない営業所においては、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

ウ. 個人タクシー事業者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

(iii) 食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の勤務時間及び乗務時間については、タクシー事業に従事する勤務時間及び乗務時間とみなし「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）に適合するものであること。

(iv) 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

- (v) 食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運転者に対する事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。

ただし、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条（第3項を除く。）の規定に基づく指導及び監督の実施を以て、代えることができることとする。

⑤点検及び整備管理体制

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理について」（平成15年2月28日付け近運自貨公示第1号。以下「公示基準」という。）に定めるところによる。

⑥資金計画

一般貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が適切であること。

⑦法令遵守

- (i) 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- (ii) 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。

⑧損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、金融庁が告示する自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。
- (ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理するタクシー車両が100両以下である場合、「タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運

行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては、被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。

ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。

⑨欠格事由

法及び公示基準に定めるところによる。

(2) 許可に付す条件

①運送を行う区域

発地又は着地が一般貨物自動車運送事業を行う営業所に係るタクシー事業の営業区域とする。

②貨物の種類

食料・飲料であって、③に定める積載場所内に収容可能な大きさのものに限る。

③積載場所等

積載場所については、原則としてトランク内に限ることとする。ただし、次の事項を遵守することを前提として、タクシー車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる食料・飲料については、座席スペースに積載することができることとする。

(i) 座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないように調整するなど運転者の労働環

境に適切に配慮すること。

(ii) 座席スペースに積載する場合であっても、食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

(iii) 食料・飲料を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講ずること。

④積載できる貨物の重量

食料・飲料の重量は、乗車定員数に20を乗じた重量(単位キログラム)とすること。

⑤旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(i) 旅客及び貨物の同時運送(混載)を行わないこと。

(ii) 個人情報の流出が生じないように、運送する貨物の伝票等を適切に管理すること。

⑥貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、事業計画に記載しているものであること。

⑦タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

⑧貨物運送中の表示

貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲載すること。

⑨ 本公示による事業について、旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講ずるとともに、管轄の運輸支局、兵庫陸運部に報告すること。

⑩ 貨物自動車運送事業法等の関係法令に基づき、本公示に係る事業に関し報告を求められたときは報告書を提出すること。

(4) 許可の期限

許可の期限は、令和4年9月30日とする。なお、期間満了後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、所定の手続を行うことにより、許可期限を延長することとする。

(5) その他

① 食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運行管理者の講習にいて、1. (1) ④ (ii) ア. からウ. の者には、安全規則第23条第1項1号を適用することとする。

② 食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数が安全規則第2条の3の規模以上の場合、安全管理規程を設定し、安全統括管理者を選任し、安全管理規程及び安全統括管理者を安全規則第2条の4及び第2条の7の規定に基づき届出なければならない。

ただし、タクシー事業の安全管理規程及び安全統括管理者の届出を以て代えることができるものとする。

③ 本公示により許可を受ける食料・飲料の運送に係る一般貨物自動車運送事業における運行管理に携わっていた経験は、安全規則第2条の6第1号イ及びハ並びに第24条第1項の「実務の経験」に含まないこととする。

2. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1. 及び公示基準3. に定めるところによる。

3. 特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い等

タクシー事業者がタクシー車両を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可等の取扱い等については、1. を準用することとする。

4. 事業計画変更の認可等

これらの処理については、1. を準用することとする。

附 則

1. 本公示による取扱いは、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

2. 「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」（令和2年4月21日付け事務連絡）により、令和2年9月30日までに道路運送法第78条第3号に基づく許可（以下「特例措置の許可」という。）を受けている者で、令和2年9月30日までに本公示に基づく許可の申請を行ったものに限り、本公示による許可を受けるまで又は申請が却下されるまでの間、特例措置の許可に係る有効期限を延長することとする。